特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

個人事業主の方は法人番号欄の記載は必要ありません。

<table>
<tr><td rowspan="4">豊橋市長

年　月　日提出</td><td rowspan="4">給与支払者（特別徴収義務者）</td><td>所在地（住所）</td><td colspan="3">〒　－</td><td>特別徴収義務者指定番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>フリガナ</td><td colspan="3"></td><td rowspan="3">連絡先の係及び氏名並びにその電話番号</td><td>係</td><td>課　係</td></tr>
<tr><td>名称（氏名）</td><td colspan="3">㊞</td><td>氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>法人番号</td><td colspan="3"></td><td>電話</td><td colspan="2">（　）　－</td></tr>
</table>

地方税法施行令第48条の9の9及び、豊橋市市税条例第30条の2の4の規定により下記のとおり届出します。

記

1．給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなったため

2．その他〔　〕

注意事項

1．この届出書を提出した場合には、その提出の日の属する納期の特例の期間から地方税法第321条の5の2及び豊橋市市税条例第30条の2の2に規定する納期の特例の承認の効力が失われることとなります。

2．この届出書を提出した場合には、その提出の日の属する納期の特例の期間内に特別徴収した税額のうち、その提出の日の属する月分以前の各月に徴収した税額は、その提出する日の属する月の翌月10日までに納付し、その後の各月に徴収した税額は、毎月翌月10日までに納付していただくことになります。